



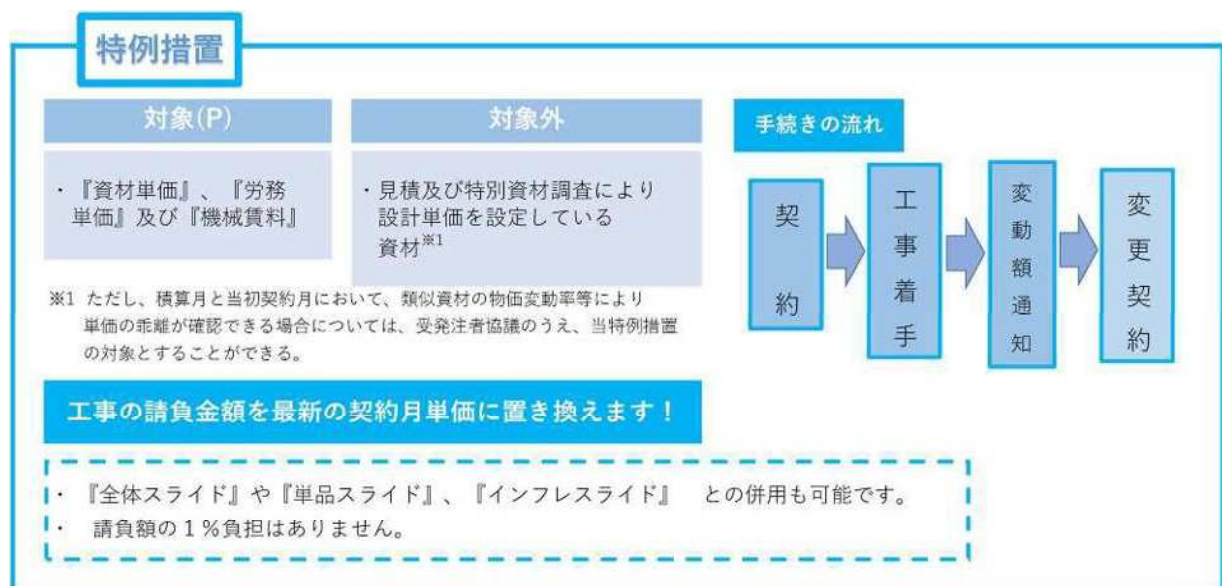
資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、島根県工事請負契約書第26条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、すべての工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

－資材価格高騰に対する特例措置について－

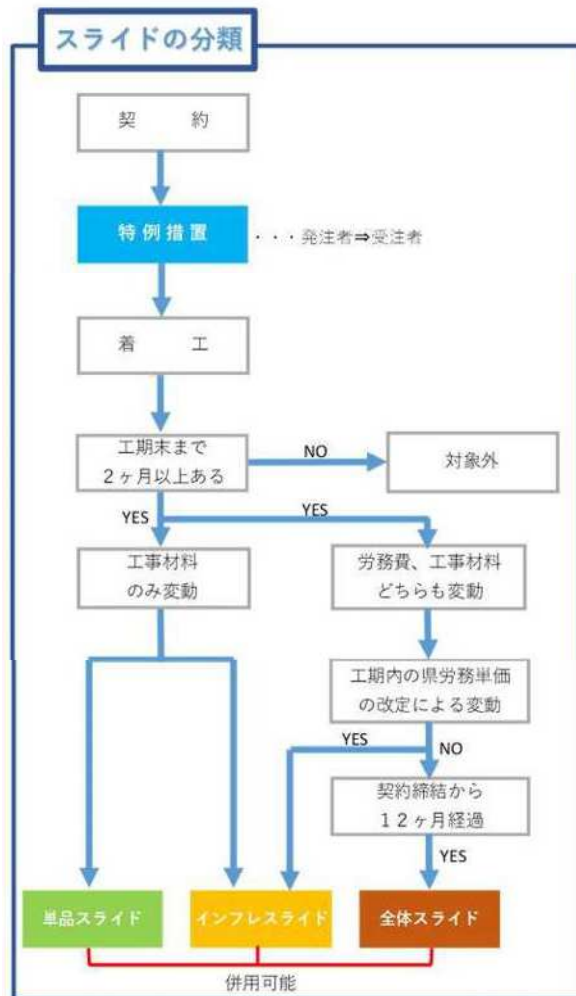
資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。



- ・令和5年10月1日から令和6年3月31日までに契約を締結する島根県農林水産部及び土木部が発注する工事を対象とします(ただし、営繕工事を除く)。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて変更契約時に行うものとします。

※特例措置の詳細につきましては、島根県HPをご覧ください。

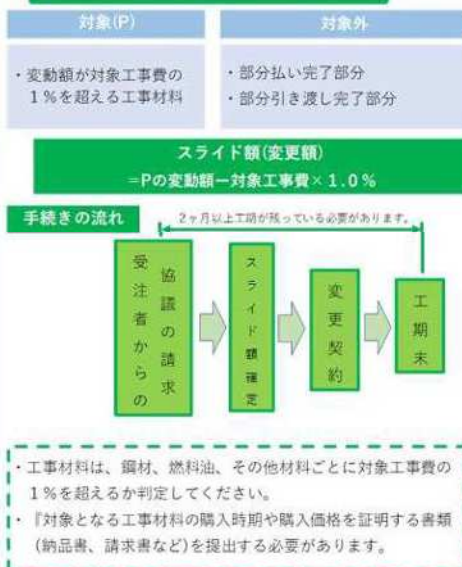
スライドの概要とスライド額の算出方法について



全体スライド(第26条第1～4項)



単品スライド(第26条第5項)



インフレスライド(第26条第6項)

